

文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱

中間試案

2010年（平成22年）1月21日
日本弁護士連合会

当連合会は、民事訴訟法の文書提出命令制度（同法第220条ないし第225条）及び当事者照会制度（同法第163条）を以下の改正要綱中間試案の通り改正することを提言する¹。本提言は中間試案であり、今後会内外の意見を広く聴いて、必要に応じさらに検討するものとする。

改正要綱中間試案

第一 文書提出義務（民事訴訟法第220条）関係

現民事訴訟法第220条に規定する文書提出義務を以下の通り改める。

- 一 文書提出義務除外事由がない場合に文書提出義務を負う体裁となっている現民事訴訟法第220条第4号を、文書提出義務除外事由に該当する場合を除き文書提出を拒むことができないことと改め、文書提出義務除外事由の存在の立証責任が文書所持者側にあることを明確化する。
- 二 一般的文書提出義務の規定から「文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者の間の法律関係について作成されたとき」（現民事訴訟法第220条第3号）を削除する。
- 三 文書提出義務の例外として定められている「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」（現民事訴訟法第220条第4号二）を削除する。
- 四 文書提出義務の例外として定められている「刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書」（現民事訴訟法第220条第4号ホ）を削除する。
- 五 文書提出義務の例外として、「個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であって、その提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じさせるおそれがあり、かつ、当該訴訟との関係においてその不利益を受忍させることが不当と認められるもの」を新たに規定する。
- 六 文書提出義務の例外として、「弁護士の法的助言を得ることを目的とした弁護士と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項であって、秘密として保持されているものが記載されている文書」を新たに規定する。

第二 文書特定のための手続（民事訴訟法第222条）関係

¹ 参考条文案を添付する。

現民事訴訟法第 222 条に規定する文書提出のための手続を以下の通り改める。

- 一 文書特定のための手続を定める現民事訴訟法第 222 条第 1 項の要件から「著しく」を削除する。
- 二 現民事訴訟法第 222 条第 1 項の申出があった場合において、文書の所持者に対し、文書の表示及び文書の趣旨を明らかにするよう命じることができるものとする。
- 三 文書の所持者が二の命令に従わないときは、裁判所は、現民事訴訟法第 222 条第 1 項により識別された文書について、提出を命じることができるものとする。

第三 秘密保持命令制度（新設）関係

以下の秘密保持命令制度を導入する。

- 一 裁判所は、文書提出命令が申立てられた場合において、当該文書に営業秘密（不正競争防止法第 2 条第 6 項に規定する営業秘密をいう。）又は個人の私生活上の重大な秘密であってその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生ずるおそれがあるものが含まれているにもかかわらず当該文書の提出を命ずべき場合であって、相当と認める場合には、当事者又は文書の所持者の申立てにより、当事者及びその訴訟代理人等に対し、当該秘密を、当該訴訟追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密にかかる命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命じることができる。ただし、既にそれらの者が当該情報を知っていた場合を除く。
- 二 特許法第 105 条の 4 ないし 105 条の 6 を参考に、秘密保持命令の方式、送達、効力発生時期、秘密保持命令に対する即時抗告、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知その他についての規定を設ける。
- 三 一の命令を受けた者がこれに違反した場合には、懲役刑若しくは罰金刑に処し、又はこれを併科するものとする。この罪は親告罪とする。

第四 当事者照会制度（民事訴訟法第 163 条）関係

現民事訴訟法第 220 条に規定する当事者照会の制度を以下のように改める。

- 一 相手方が所持する文書の表示及び文書の趣旨が照会事項に含まれることを明記する。
- 二 照会を行う当事者は、相手方に対し、当該照会事項に関するものであって主張又は立証を準備するために必要な相手方が所持する文書の写しの送付を求めることができるものとする。但し、文書が次のいずれかに該当するときはこの限りではないものとする。
 - (1) 文書提出義務が除外される文書（但し、個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であってその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じさせるおそれがあるものについては、当該訴訟においてその不利益を受忍させることが不当と認められるかどうかを問わず、その写しの送付を拒絶できるものとする。）

- (2) 相手方が写しを送付するために不相当な費用又は時間を要する文書
- 三 照会又は文書の写しの送付請求(以下「照会等」という。)がなされた場合、相手方は速やかに回答又は送付(以下「回答等」という。)を行わなければならないものとする。回答等の全部又は一部を拒絶する場合は、拒絶する旨及び拒絶の理由を書面で通知しなければならないものとする。
- 四 正当な理由なく回答等の拒絶がなされた場合又は照会書の送付から一定期間内に回答等がなされない場合、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、相当と認めるときは、相手方に対し回答等を行うよう促すことができるものとする。
- 五 裁判所が回答等を促したにもかかわらず、相手方がなお正当な理由なく回答等に応じないときは、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、相手方を審尋したうえで、相当と認めるときは、相手方に対し決定で回答等を行うことを命ずることができるものとする。この決定に対しては、即時抗告ができるものとする。
- 六 五の裁判所の命令に従わない場合は、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、決定で過料に処することができるものとする。この決定に対しては即時抗告ができるものとする。

改正要綱中間試案提言の理由

はじめに 利用しやすく真実解明力のある民事訴訟のために

民事訴訟制度は民事司法の中核であり、利用しやすく実効的な民事訴訟の実現は、民事司法改革の重要な課題である。

民事訴訟は、平成8年の大改正の後、司法制度改革を経て、裁判の迅速化、訴え提起前の証拠収集手段、計画審理、専門家の参加など、いくつかの改善がはかられている。しかしながら、民事訴訟は司法制度改革で目指されたような国民にとって利用しやすく頼りがいのある制度になっているとはいえない。さまざまな課題があるが、一つは民事訴訟における事実解明に不可欠な証拠・情報を早期かつ広汎に当事者が収集する仕組みが不十分であるために、民事訴訟が事案解明力を十分に発揮できない制度にとどまっていることがあげられる。特に、当事者間に関連する証拠・情報の偏在がある場合、あるいはそれらが第三者のもとにある場合に、問題は顕著に現れる。

当連合会は、民事訴訟を利用しやすく事案解明力のあるものとするために、証拠・情報収集手続について、一段と踏み込んだ制度改革を行うことが必要であると考える。その視点から、まずは、(1)証拠として重要度の高いと思われる文書の提出の制度に関する改正、及び(2)主張・立証準備段階での重要な手続として期待されていた当事者照会制度に関する改正を検討し提言することとし、本提言を取りまとめた。

(1) に関しては、関連する文書を広く収集し証拠調べの対象とすることが望まれる一方、文書の所持人の立場からみれば、その者が相手方当事者であれまた第三者であれ、プライバシー、職業上の守秘義務あるいは営業秘密などの理由によって文書の内容の開示を強制されないことについての正当な利益がありうる。したがって、文書提出義務の範囲をどのように定めるか、また、提出命令発令に関してどのような規律を設けるかについては、適正かつ迅速な民事裁判を実現するという視点と、文書所持人の有する秘匿利益を保護するという視点との合理的調和をはかるという姿勢が重要である。

また、(2) に関しては、主として弁護士会が導入を提案した当事者照会制度を所期の実効的なものとするためには何が足りなかったのかという視点とともに、我が国の実情に即した適切な証拠開示制度がいかにあるべきかという検討が必要である。

当連合会は、本提言とは別に、主張・立証準備段階における当事者の関連する情報へのアクセスを容易にして当事者間の「武器対等」をはかるとともに、争点整理手続をより充実した実効的なものとするために、当事者ないし代理人が関係者に面接して質問する手続（陳述録取制度（仮称））の導入を検討している。もっとも、同制度についてはいくつかの検討すべき課題があるので、本提言にかかる当事者照会制度の改正は、これと一旦切り離して検討・提言することとする。

これらの制度改正によって、当事者の証拠・情報への早期のアクセス状況が相当程度改善し、また裁判所の心証形成を適切なものとすることによって、民事訴訟はより利用しやすく事案解明力のあるものとなることを期する。

もとより、民事訴訟制度の改革、そして民事司法制度の改革は、これらの制度改正のみによって達成されるものではない。弁護士法第23条の2に基づく照会制度の更なる実効化、戸籍・住民票と並んで固定資産評価証明書の弁護士等職務上請求の拡充、情報公開法の活用など民事訴訟法以外の制度による情報収集の仕組みの改善はもちろんのこと、提訴手数料の改革、民事法律扶助の拡充、裁判所及び弁護士の制度・人的物的基盤整備の問題など、他の諸課題の改革をあわせて推進することが必要である。

第一 文書提出義務（民事訴訟法第220条）関係

一 提出義務除外事由の存在の立証責任が文書所持者側にあることの明確化

現民事訴訟法第220条は、第4号に定める各除外事由に該当しない文書について提出義務を認めるとして、文書提出命令申立人が除外事由の不存在を立証しなければならないかのような規定ぶりとなっている²。しかし、文書の具体的

² 現にそのような解釈を採る立案担当者の解説文献もある（法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法 256頁(1996年)参照）。

な内容を知ることが困難な申立人の側に除外事由の不存在の立証責任を課することは、新法が予定した提出義務拡大の実質を失わせ、また、申立人と所持人との間の衡平にも反すると考えられる。この点は、実務においても、文書の内容を知悉している所持人の側に除外事由の存在の立証を求めるという運用が確立しており、学説もほぼ一致してかかる運用を支持している。本提言においては、このような運用及び学説を条文の規定上も明確化することを提案するものである。

二 利益文書・法律関係文書の削除

現民事訴訟法第 220 条第 3 号にいういわゆる利益文書及び法律関係文書を削除することとしたのは、以下の三つの理由による。第一に、同第 3 号は、現在の実務上でも、同一の文書について同第 4 号にもとづく提出義務と選択的に主張されることが通常であり、これを独立の提出義務の事由として存置する理由に乏しい。第二に、現在の判例は、一方で、法律関係そのものを記載した文書や法律関係発生基礎となる文書だけではなく、法律関係に関連する事実を記載した文書も法律関係文書に含まれるとして、法律関係文書概念を拡張するとともに、他方で、内部文書や自己利用文書は、利益文書や法律関係文書に含まれないとして、実質的には、自己利用文書を除外事由とする一般義務文書（現民事訴訟法第 220 条第 4 号二）と差異がない取扱いをしているので、この点からも、同第 3 号を存置する理由に乏しい。第三に、法律関係文書概念が文書提出義務の事由として独自の意味を有するのは、刑事関係文書が一般義務文書から除外されているためであるが（現民事訴訟法第 220 条第 4 号ホ）本提言では、刑事関係文書を除外事由から削除することとしているので、この点からも同第 3 号を維持すべき理由が存在しない。

三 自己利用文書の除外事由からの削除

除外事由としての自己利用文書概念については、最高裁平成 11 年 11 月 12 日決定³によって、内部文書性、看過しがたい不利益発生のおそれ、特段の事情の不存在という判断枠組みが確立され、これを基礎としてその後の判例法理が形成されている。

しかし、企業や団体が所持する内部文書についてみると、その提出によって看過しがたい不利益が生ずるおそれがあるものの多くは、営業秘密が記載された文書であり、技術又は職業上の秘密にあたることを理由とする除外事由（現民事訴訟法第 220 条第 4 号八、第 197 条第 1 項第 3 号）でカバーされるものである。また、これにはあたらないが、判例等でも認められている「企業等団体の自由な意思形成過程を阻害するおそれ」を考慮して団体の内部文書の提出義務を除外することについては、以下の理由により、除外事由として考慮するのは妥当ではないと考える。第一に、「自由な意思形成過程」というような抽象的

³ 民集 53 卷 8 号 1787 頁。

な理由で提出義務除外を認めるとするならば、結局かなりの重要な意思決定にかかる文書が提出を免れることになるおそれがあること、第二にその意思形成過程を将来外部から検証される可能性があることになるからといって「自由な意思形成過程」が阻害されるということは一般的には言いがたいこと、第三に、仮にそのような事態が一部にはあるとしてもそのような利益は訴訟における証拠へのアクセス及び真実解明の必要性との比較においてこれらの要請を犠牲にして保護されるべき利益とは考えにくいこと、である。以上から、団体については自己利用文書を除外事由として規定するのは相当ではなく、削除すべきである。

なお、一定程度「企業等団体の自由な意思形成過程を阻害するおそれ」を考慮すべきであるとの見地から、例えば「法人その他の団体の組織の運営についての重大な秘密で、その提出により当該法人その他の団体が組織を運営するのに著しい不利益を生じるおそれがあり、かつ、当該団体においてその不利益を受忍させることが不当と認められるもの」等、判例の要件をより絞り込んだ要件で除外事由として存置すべきであるとの有力な意見もあったことを付記する。

次に、個人については、プライバシー保護の見地から、企業等団体とは別の考慮を要する。しかし、これについては、後記五の通り、別に規定を置くことを提案するので、自己利用文書として除外事由を残す必要はない。

以上より、自己利用文書を提出義務除外事由から削除することを提案する。

四 刑事関係文書の除外事由からの削除

刑事関係文書の文書提出義務をどのように扱うかについては、現行法制定時より議論があった⁴が、現行法下では、刑事関係文書については、現民事訴訟法第220条第1号ないし第3号による文書提出義務のみが問題となり、特に法律関係文書（第3号）としての文書提出義務については、最高裁平成16年5月25日決定⁵、最高裁平成17年7月22日決定⁶、最高裁平成19年12月12日決定⁷などの判例が現れている。これらの判例は、法律関係文書と認められる各種の刑事関係文書について、刑事訴訟法などの関連規定の趣旨を考慮し、提出について保管者たる検察官などの裁量権を尊重しつつ、その逸脱ないし濫用と認められる場合には、提出義務を認めるという判断枠組を採用している。

しかし、刑事関係文書については、いわゆるイン・カメラ手続の適用も排除

⁴ 平成13年改正における公務秘密文書についての文書提出義務にかかる現民事訴訟法第220条第4号口の立案に際し、刑事関係文書についてもあわせて除外事由とされるに至った。ただし、刑事関係文書についてそのような特別の取扱いをすべきかどうかについては様々な意見があったところから、検討を続けることとされ、平成16年改正に際しても審議がなされたが、改正には至らず、現在まで現民事訴訟法第220条第4号ホが維持されている（法務省民事局参事官室「民事訴訟法及び民事執行法の改正に関する要綱中間試案の補足説明」別冊NBL90号116頁（2004年）参照）。

⁵ 民集58巻5号1135頁。

⁶ 民集59巻6号1837頁。

⁷ 民集61巻9号3400頁。

されている⁸ところから、裁量権の逸脱の有無などについて裁判所が適切な判断を行えるかどうかという問題がある。もちろん、刑事関係文書の開示については、捜査や公判への影響、あるいは被害者や被告人のプライバシーなどの点を考慮しなければならないことはいうまでもない⁹が、このような点は、刑事関係文書を公務秘密文書に含まれるものとして、「公務員の職務上の秘密に関する」ものであるかどうか、また「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」ものに該当するかどうかという枠組の中で、十分判断が可能であると思われる。すでに、公務秘密文書の意義についても相当の判例の蓄積がみられるところから(最高裁平成16年2月20日決定¹⁰、最高裁平成17年7月22日決定¹¹、最高裁平成17年10月14日決定¹²)、刑事関係文書についても、必要があればイン・カメラ審理を実施した上で、上記の諸要素を判断すべきであるというのが、削除の理由である。

五 個人の重大な秘密を理由とする除外事由の新設

個人が所持する文書については、刑事訴追を受けるなどのおそれがある事項に関する事又は名誉を害すべき事項に関する事を理由とする除外事由は存在するものの(現民事訴訟法第220条第4号イ)これらに含まれない事項であっても、個人の私生活上の重大な秘密であって、それが開示されると社会生活を営むのに著しい不利益を生じさせるおそれがあるものがありうる。本来自己利用文書の除外はこのような配慮を一部含んでいたと考えられる。そこで、本提言は、除外事由としての自己利用文書に代えて(上記三参照)こうした事項を新たに除外事由とすることとしている。

本提言は、個人の私生活上の秘密あるいはプライバシーとして保護されうる事項が記載される文書を一般的に除外事由としているわけではない。訴訟における証拠へのアクセス及び真実解明の要請は、個人のプライバシー保護の利益を凌駕して認められるべきことも多い¹³。本提言では、民事訴訟記録閲覧等の制限(民事訴訟法第92条第1項)、人事訴訟における本人尋問等の公開停止(人

⁸ 現民事訴訟法第223条第6項参照。

⁹ 特に、少年事件に関しては、人格形成途上にある少年の健全な育成をはかる観点から、少年事件の記録をみだりに公開すべきではないという要請が強く働くと考えられるべきである。提言により刑事関係文書を除外事由から削除しても、そのような少年事件の特殊性に応じた考慮は十分可能であると考えられる。

¹⁰ 判例時報1862号154頁。

¹¹ 民集59巻6号1888頁。

¹² 民集59巻8号2265頁。

¹³ そもそも民事訴訟法は、刑事訴追・有罪判決を受けるおそれのある事項及び名誉を害すべき事項に限って証言拒絶を認め(現民事訴訟法第196条)個人のプライバシーであることを理由に証言拒絶を認めるという立場をとっていない。証言拒絶が認められないのに、そのことが記載されているからという理由で文書提出義務を認めないということではどうか、という根本的な問題があり、今回自己利用文書除外を削除しつつなお本文のような除外事由を設けることに対して、これを疑問とする意見もあったことを付記する。

事訴訟法第 22 条第 1 項) にならい、「重大な」秘密でありかつそれが「開示されると社会生活を営むのに著しい不利益を生じさせるおそれがある」ことを要件としている。

さらに、文書提出義務の除外規定は、記録の閲覧や裁判の公開の問題とは異なり、証拠として訴訟に顕出するかどうかの問題であり、記録閲覧制限や公開停止の要件を満たすような事由があっても、当該文書の提出が求められている訴訟の性質や当該文書の証拠としての重要性を考慮すると、その個人に不利益を受忍させるべき場合が存在することも否定できない。そこで、本提言では、「当該訴訟においてその不利益を受任させることが不当と認められるもの」との要件を加え、そのような利益衡量の余地があることを条文上明らかにしている。¹⁴

六 弁護士・依頼者間の協議文書の除外事由の新設

紛争案件であるかどうかを問わず、また訴訟を予期するかどうかを問わず、依頼者が弁護士等に助言を求め対応や紛争予防について相談する場合、その協議・交信の秘密は保護されなければならない。相談の中で依頼者は弁護士等に対し、自己に不利な事情も含めて全て打ち明けた上で、法的観点からの専門的助言を求めるのであり、その内容が後日訴訟等で明らかにされることがないという保障がなければならない。かかる要請は、訴訟制度のみならず司法制度の根幹に関わるものであって、法の支配の浸透、司法的正義の実現の観点からも要請されるものであり、その趣旨に沿った保護が与えられなければならない。このような観点から、弁護士等には守秘義務が課されており(刑法第 134 条第 1 項、弁護士法第 23 条¹⁵)、現民事訴訟法第 197 条第 1 項第 2 号は、弁護士等が職務上知りえた秘密で黙秘すべきものについて証言拒絶権を認めている。そして、これらを受けて、現民事訴訟法第 220 条第 4 号八は、現民事訴訟法第 197 条第 1 項第 2 号に基づき弁護士等が証言拒絶権を有する事項であって黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書について提出義務除外を規定している。

ところで、弁護士等と依頼者との間の協議の経過・結果等を記載した文書のうち、弁護士が所持する文書については、現民事訴訟法第 220 条第 4 号八に基づく提出義務除外が認められることは明らかだが、そのような文書を弁護士等以外の者(例えば依頼者自身)が所持している場合には、提出義務除外となる

¹⁴ 現民事訴訟法第 197 条第 1 項第 3 号の「技術又は職業の秘密」に関する証言拒絶権(同じく現民事訴訟法第 220 条第 4 号八で引用)については、判例上利益衡量によって証言拒絶権がないとされる場合もある(例えば最高裁平成 18 年 10 月 3 日決定民集 60 卷 8 号 2647 頁)のに対し、現民事訴訟法第 197 条第 1 項第 2 号の弁護士等の証言拒絶権に関してはそのような利益衡量に服さないという運用がなされていることもその現れである。かかる判例の取り扱いには正当なものとして是認することができる。なお、現民事訴訟法第 197 条第 1 項第 3 号についても、利益衡量に服することを明らかにするために、本提言と同様の限定を付すとの立法論もありうる。

¹⁵ 同条はまた、弁護士は依頼者のために職務上知りえた秘密を保持する権利を有すると規定する。

かどうかは必ずしも明らかではない¹⁶。そのような場合にも提出義務除外となることを明確化すべく、「弁護士の法的助言を得ることを目的とした弁護士と依頼者との協議又は交信にかかる事項であって、秘密として保持されているものが記載されている文書」を提出義務の除外として明記することを提言するものである¹⁷。

弁護士・依頼者協議文書の条文上の定義については、本提言で提案しているような方法のほか、単純に「弁護士と依頼者との協議に関する事項を記載した文書」とする方法などがありうる。しかし本除外が基本的に利益衡量を許さない規定であることからすると、弁護士の法的助言を得ることを目的としたものであることを要し¹⁸、また秘密性が保たれているものであることを要するなど、要件を規定上も合理的な範囲に絞り込むこととした¹⁹。

本提言では、協議・交信の相手方を「弁護士」としているが、この点について、なお検討すべき点がいくつかある。第一に、外国法事務弁護士や弁理士など現民事訴訟法第 197 条第 1 項第 2 号掲記の他の職をどう扱うか²⁰、いわゆる認定司法書士等一定限度で法律事務を扱うことが認められている職をどう扱うか²¹、という問題がある。第二に、企業内弁護士等組織内弁護士が関与する当

¹⁶ 「・・・に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書」という文理からすれば誰が所持していようと除外が認められると解される余地があると考えるが、第 4 号八は弁護士等以外の文書所持者が援用することはできないとする考え方も有力である（出水順「文書提出義務」滝井繁男等編「論点新民訴法」270 頁（1998 年）など）。反対説として伊藤眞「自己使用文書としての訴訟等準備書面と文書提出義務」佐々木吉男追悼論集・民事紛争の解決と手続 426 頁（2000 年）、三木浩一「最高裁判事事例研究 392」法学研究（慶應義塾大学）78 巻 7 号 101 頁などがある。このことが、証言義務について弁護士等の証言拒絶権は認められているが依頼者本人に弁護士等への相談内容についての証言拒絶権が規定上は認められていないこととあわせて、我が国では諸外国で認められるいわゆる弁護士秘匿特権が認められていないといわれるゆえんである。

¹⁷ 米国等の証拠開示においては弁護士秘匿特権のほかに、いわゆるワークプロダクト・ルールがある。ワークプロダクトとは、当事者その他関係者（弁護士等訴訟代理人を含む）が訴訟の準備のために作成した文書その他有体物であり、これを証拠開示の対象から外するのは、一方当事者の訴訟の準備にただ乗りすることを防止するためである。本提言にかかる弁護士・依頼者間の協議文書は、ワークプロダクト・ルールとは異なるものである。ワークプロダクトが、本提言にかかる弁護士・依頼者間の協議文書あるいは現民事訴訟法第 220 条第 4 号八、第 197 条第 1 項第 2 号にあたることはありうるが、すべてカバーされるわけではない（現民事訴訟法第 220 条第 4 号二の自己利用文書にあたるとする見解もある）。自己利用文書を削除する本提言のもとでワークプロダクト・ルールを条文上規定するかどうかは、今後検討に値する。

¹⁸ 解釈問題、事実認定の問題ではあるが、弁護士宛てのものであれば、あるいは弁護士から発せられたのであれば無条件に除外されるというものではないことはもちろんである。

¹⁹ 解釈問題ではあるが、現民事訴訟法第 197 条第 1 項第 2 号において弁護士が証言拒絶権を有する事項、刑法や弁護士法で弁護士が守秘義務を負う範囲と基本的に一致することになると思われる。

²⁰ 基本的に同一に扱ってよいのではないかと思われる。

²¹ 同一に扱うという考え方もありうるが、現民事訴訟法第 197 条第 1 項第 2 号に掲記されていないことをどう考えるか、証言拒絶権もあわせて認めるべきか、「隣接法律専門職」の

該企業・組織内部の文書がこれに該当するののかという問題がある²²。第三に、調停人、仲裁人等の裁判外紛争解決手続（ADR）の手続実施者について弁護士以外の者も含め同様の規定を設けるかどうかという問題がある²³。

なお、本提言の立場からすれば、民事訴訟だけでなく、行政手続等他の手続きにおいても弁護士と依頼者間の協議・交信の秘密は保護が与えられるべきであり、この点は諸法の解釈運用に際しても、また立法論としてもさまざまな局面で主張しているところである²⁴。

第二 文書特定のための手続（民事訴訟法第 222 条）関係

文書提出命令制度が適正な審理実現のために機能するためには、文書提出義務の範囲とともに、申立ての対象となりうる文書の特定を容易にすることが肝要である。これは、文書提出命令申立人たる拳証者にとってのみならず、文書の所持人の側にとっても、不必要な文書の提出を命じられる危険を回避できるという利益につながる。現行法の立法者もこのような点を考慮して、現民事訴訟法第 222 条を設けているが、本提言は、それを一歩進め、一定の証拠開示的機能をも果たしうる手続とすることを目的としている。

一 「著しく」要件の削除

現民事訴訟法第 222 条第 1 項前段中に「著しく困難であるときは」という文言が設けられた理由については、文書の特定には大なり小なり困難をとまなうことが予想されるところ、単に「困難であるとき」にこの手続を利用できるものとする、申立人としては、ほとんどの場合に自らは立証のための努力を払わずに文書を特定するための手続を利用できることになり、文書特定の協力を求められる所持人と申立人との間で公平を欠く結果になるためであると説明されて

範囲をどこまで広げるかなど、検討すべき点が多く、今後の課題である。

²² 基本的には、該当すると考えてよいと思われるが、対象となる文書の範囲についてはなお検討を要する。

²³ この問題は、前提として ADR 手続実施者に守秘義務があるか（現行法上は弁護士等職務上仲裁・和解を行うことができる職以外の者については法律上の守秘義務があるかどうかは明らかではない）という点、さらにこれを前提として証言拒絶権まで認めるべきかという問題など、検討すべき点が多い。

²⁴ いわゆるゲートキーパー問題についての諸決議・意見・声明（2006 年 5 月 26 日定期総会決議「弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）の立法化を阻止する決議」など）、独占禁止法に基づく公正取引委員会の手続における弁護士秘匿特権の確立を求める意見（2007 年 8 月 23 日「独占禁止法基本問題懇談会報告書に対する意見書」、2008 年 5 月 8 日「独占禁止法等の一部を改正する法律案に対する意見書」）、旧証券取引法に基づく金融庁への調査・報告に関する金融庁宛て申入れ（2007 年 7 月 5 日付「証券取引法第 26 条等における参考人の報告義務等の運用について（申入れ）」）等参照。

いる²⁵。しかし、現行法下の10年間の実務運用を考慮すると、ここでいわれているような所持人と申立人との間の不公平であるとか、申立人が立証の努力を怠るおそれなどの指摘はあたらない。所持人は相手方当事者か、相手方当事者と密接な関係にある第三者であることが通常であるが、所持人がどのような文書を所持しているかについては、弁論準備手続などの争点整理手続において明らかになることが多く、実際には、そこで特定が図られ、裁判所が当該文書の任意提出を促すことによって問題が解決されている。しかし、事案によっては、所持人がこのような促しに応ぜず、文書の特定のために必要な情報を明らかにすることを拒む場合や、所持人が純然たる第三者である場合も存在する。現民事訴訟法第222条の手続はこのような場合にその役割を果たすことが期待されるが、そこに「著しく」という加重的要件が付されていることによって、裁判所がその運用について過度に慎重になるおそれを生じさせる。

所持人がこの手続において求められることは、文書の特定のためにその表示及び趣旨(現民事訴訟法第221条第1項第1号及び第2号)を示すことに尽き、それ以上の不利益や負担を課されるわけではない。もちろん、所持人が文書の性質や内容を理由として、その提出を拒みうる場合は存在するが、それは、文書提出義務の存否を巡って争う機会を保障すれば足りる。したがって、文書の特定情報そのものを秘匿するについて重大な利益が存在する場合は基本的に考えられず、「著しく」要件を削除し、単に、特定するための事項を明らかにすることが困難であるときに、この手続を利用することを認めるべきである。

二 文書の表示・趣旨を明らかにするよう命じることができるものとする点

現民事訴訟法第221条が、裁判所が所持人に対して、文書の特定のための情報を明らかにすることを「求める」に止め、「命じる」ことにしていないのは、所持人に対して過大な負担を課す結果とならないようにとの考慮にもとづくものと思われる。しかし、上記一において述べたように、特定のための情報を明らかにすること自体は、所持人にとって過大な負担や不利益を生じるとは考えられない。もちろん、通常の場合には、裁判所が明らかにすることを求めれば、相手方当事者たる所持人などは、これに従うものと思われるが、例外的に、これに従わない所持人に対する関係で、手続の実効性を確保するためには、単なる求めではなく、裁判所の命令を発することが必要である。

三 特定命令に従わなかった場合の措置

現民事訴訟法第221条では、所持人が裁判所の求めにもかかわらず文書特定のための情報を明らかにしないときの制裁等の措置が定められていない。解釈論としては、当初の申立てにおける概括的特定のままで(文書の表示・趣旨を明らかにしないままで)文書提出命令を発令すべきであるとの考え方も存在す

²⁵ 法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法 261頁(1996年)。

る²⁶が、裁判所は文書提出命令の申立てを却下すべきであるとの見解が有力である²⁷。

しかし、このような結果となつては、同手続を設けた意義が大幅に減殺されるので、そのような場合には裁判所は文書の表示・趣旨を明らかにしないまま提出命令を発することができることを明確化することを提言する²⁸。

第三 秘密保持命令制度の新設

本提言の理由の冒頭に述べたように、適正な事実認定を行うために関連する文書の提示を命じることが必要と認められるときであっても、そのために所持人の利益を損なうことはできる限り避けるべきである。特に、文書の内容が技術又は職業の秘密あるいは個人の私生活上の重大な秘密であるにもかかわらず、証拠としての重要性などとの比較衡量から文書提出命令が発せられる場合に²⁹、この点を十分に考慮しなければならない。

そこで、特許法第 105 条の 4 ないし第 105 条の 6 などの規定³⁰を参考に、民事訴訟手続上の一般的制度として、秘密保持命令制度の導入を提言するものである³¹。

一 提言にかかる秘密保持命令制度の概要

本提言にかかる秘密保持命令制度は、上記の通り、文書に営業秘密（不正競争防止法上の営業秘密）が記載されている場合又は文書に個人の私生活上の重大な秘密であつてその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生ずるおそれのあるものが記載されている場合でも、利益衡量により当該文書の提出を命ずべき場合がありうるが、そのような場合、裁判所が相当と認めるときには、当事者又は文書の所持者の申立てにより、当該秘密を当該訴訟追行の目的以外で使用し、又は秘密保持命令を受けた者以外の者に開示してはな

²⁶ 伊藤眞「民事訴訟法【第3版3訂版】」378頁（2008年）。

²⁷ 法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法 263頁（1996年）。

²⁸ 当事者以外の第三者が文書の所持人・特定命令の相手方である場合にもこのような強力な効果を与えることについて疑問を呈する意見もあった。検討すべき点であるが、第三者に対して文書提出命令を発する前に当該第三者を審尋することとされている（現民事訴訟法第223条第2項）から、第三者の手續保障はその点である程度はかられると考え、本文のような仕組みとして提案する。

²⁹ 営業秘密については、注13に示すように、利益衡量により提出を命じられる場合があるとの解釈を前提とする。私生活上の重大な秘密については、本提言第一の四の通り、条文上利益衡量により提出を命じられる場合がある規定とすることを提言している。

³⁰ 不正競争防止法第10条ないし第12条、著作権法第114条の6ないし第114条の8、平成21年改正独占禁止法第83条の5ないし第83条の7も同様。

³¹ 同様の方向での提言として、上原敏夫他「民事裁判における情報の開示・保護」民事訴訟雑誌 54号 118頁（2008年）における山本和彦報告がある。

らないことを命ずることにより、文書所持者その他関係者等の秘匿の利益と訴訟における真実解明の要請の調和をはかるものである。この点を別の観点から見れば、秘密保持命令を発することにより文書所持者その他関係者の秘匿の利益の侵害の程度を緩和し、それによって利益衡量の中で提出を命じやすくするという効果も期待できる。

秘密保持命令の対象となる秘密は、不正競争防止法上の営業秘密及び個人の私生活上の重大な秘密であってその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生ずるおそれのあるものであり、かつそのために使用や開示を制限する必要があるものに限定される。それ以外のもの、例えば事業上の非公開情報や個人のプライバシー情報であっても上記の要件を満たさないものについては、秘密保持命令を発することはできない。秘密保持命令は、当事者等に刑罰の裏づけのある重い義務を課すものであるから、その対象は限定することが適当である³²³³。

秘密保持命令を申し立てることができるのは、当事者及び文書所持者であるとしている。通常は文書提出命令申立人の相手方たる当事者又は文書所持者が秘密保持命令申立人になることが想定される。

秘密保持命令の名宛人は、当事者のほか、当事者の代理人（訴訟代理人以外の）、当事者が法人である場合はその代表者、当事者の使用人その他従業者を含む。また、訴訟代理人や補佐人も含む。

なお、特許法等における秘密保持命令との違いがいくつかある。

第一に、特許法等では、そもそも当事者は正当な理由がない限り文書の提出を拒むことができないとされており³⁴、文書に営業秘密が記載されていることだけではこの「正当な理由」にはあたらないと解釈されている³⁵。これに対して、本提言にかかる民事訴訟法では、営業秘密の記載された文書は原則として文書提出義務がないとされるが、例外的に利益衡量により営業秘密が記載された文書の提出が命じられることがありうるにすぎないので、営業秘密に関する秘密保持命令が発せられる場合は相当程度少ないといえる。

³² なお、営業秘密について特許法第 105 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する「営業秘密が・・・開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり・・・」というような限定を秘密保持命令発令の要件として課さなかったのは、特許法等とは異なり、そもそも営業秘密であってそのような重大性を有するものは、利益衡量によって提出が命じられることはないと考えられるためである。

³³ 訴訟追行目的外使用禁止については、厳しすぎるとの意見があった。しかしながら、特許法等における秘密保持命令についても訴訟追行目的外使用禁止の規定が置かれており、それと別異な取扱いをする合理的理由は見出せないこと、秘密保持命令は発令の要件が厳格であるのだからその範囲では秘密保持義務も厳格に守られるべきこと、他の手続における資料と照らし合わせる等特段の必要性がある場合には、発令の際にあるいは取消し（一部取消し）申立ての際にその点を主張し、裁判所が相当と認めれば秘密保持命令の対象から除外することも可能であること、から本文のような規律とした。

³⁴ 特許法第 105 条第 1 項等。

³⁵ 東京高裁平成 9 年 5 月 20 日決定判例時報 1601 号 143 頁等。

第二に、特許法等では、文書提出命令が出される場合のみならず、準備書面等での記載や自ら営業秘密が記載された文書等を証拠として提出する場合にも秘密保持命令を申し立てることができることとされている。これに対して本提言にかかる民事訴訟法では、文書提出命令が出される場合にのみこの制度の適用があることとしている。例えば、営業秘密や個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書を任意に提出した場合には、秘密保持命令を申し立てることはできない³⁶。

二 特許法等の参照

その他、特許法第 105 条の 4 ないし第 105 条の 6 を参考に、秘密保持命令の方式、送達、効力発生時期、秘密保持命令に対する即時抗告、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知その他についての規定を設けることとした³⁷。

三 秘密保持命令違反の制裁

秘密保持命令に違反した場合の制裁については、特許法等³⁸に倣い、懲役刑若しくは罰金刑又はそれらの併科とし、親告罪とすることを提言している。

第四 当事者照会制度（民事訴訟法第 163 条）関係

平成 8 年大改正で弁護士会の提案により新設された現民事訴訟法第 163 条の当事者照会制度は、証拠・情報偏在型の訴訟等において模索的証人尋問等により事実関係を把握するような非効率なことが行われていた現実にかんがみ、相手方の支配領域内の情報を早期に把握することにより主張や証拠の整理を迅速かつ適正に行えるようにすることを目的に、米国の証拠開示（ディスカバリー discovery）制度としての質問書（インテロガトリー interrogatory）を参考にしたものであった。すなわち、証拠開示手続としての機能を果たすことが期待された制度であった。

この制度の導入に当たっては、裁判所が関与する手続にすべきであるとの意見や、不当な回答拒否や虚偽の回答に対する制裁規定を設けるべきではないか

³⁶ 民事訴訟法においても特許法等と同様の仕組みとすべきであるとの意見もあったが、秘密保持命令は当事者等に秘密保持義務という刑罰の裏づけのある重い義務を課すものであり、特許法等のような必要性が定型的に認められない限り、あまり秘密保持命令の対象を広げることは妥当ではないとの考慮により本提言では採用しなかった。今後の検討課題である。

³⁷ ここで参照する条文の中には、尋問等の公開停止の条文は入っていない。公開停止は憲法第 82 条との関係もあり、慎重にすべきである。

³⁸ 特許法第 200 条の 2 第 1 項は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれらの併科を規定する。不正競争防止法、著作権法、平成 21 年改正独占禁止法においても同様。

という意見もあった。しかし、裁判所の関与については、裁判所が事件を把握していない段階で照会の適否や照会制限事由の存否について判断するのは困難であるという意見があり、また制裁については、裁判所が関与しなければ困難である等の理由から、双方とも見送られた経緯がある。

このように当事者照会制度は、当事者主導で迅速に訴訟資料や関連情報を開示し、争点整理を迅速かつ適正に行うことを目指したものであるが、実際には十分活用されているとはいえない状況にある。また、この規定は、当事者が主張立証を準備するために必要な事項を明らかにすることを、その相手方に義務づけたものと解されそのように説明されていたにもかかわらず、真摯な回答が行われていない例もあり、それに対して何ら措置をとることができないため、そのまま放置されていることが、この制度の実効性への疑問や不公平感をもたらしている。

利用しやすく真実解明力のある民事訴訟を実現するために、今一度立法の原点に立ち返って、いかにして証拠開示制度としての当事者照会制度を実効性あるものとするかという観点から考えるべきである。主張・立証の準備のために、早期に訴訟に関連する証拠や情報にアクセスする必要性は現在も変わらない。そのために、証拠開示手続としての当事者照会制度の実効化の方向での見直しが必要である。

なお、平成 15 年改正において導入された現民事訴訟法第 132 条の 2 の提訴前の当事者照会の制度もあまり活用されていないようであるが、提訴後の当事者照会制度が本提言にしたがい実効的なものとなれば、おのずと提訴前の当事者照会の円滑な運用も促進されることが期待される。

一 相手方が所持する文書の表示・趣旨の照会

主張又は立証を準備するために必要な照会事項に、相手方が所持する文書の表示及び文書の趣旨を含むことを確認的に明記することを提案する。これまでも、相手方が所持する文書の開示及びその前提としてどのような文書があるかの情報の開示が当事者照会で求められることはあったが、それが正当な照会事項であり、相手方は照会に応じて適切な回答をしなければならないことを明記する趣旨である。

具体的にどのような照会をすればよいか、すなわち関連する文書をどのように特定するかについては、実務の運用の中で慣行が形成されていくものと期待されるが、当事者照会をする段階は、主張・立証の準備段階であるから、ある程度概括的な関連性の特定となることもやむをえないと考えられる。その意味でできる限りの特定で足りるが、他方あまりに広範囲の漠然とした特定だと、回答する側で対象が絞りきれず、結局「主張又は立証を準備するために必要」ではない、あるいは「回答するために不相当な費用又は時間を要する」として回答を拒絶されることになると思われる。

二 文書の写しの送付

当事者照会に付随して、照会事項に関するものである限り、主張又は立証を準備するために必要な相手方が所持する文書の写しの送付を求めることができるものとするを提案する。これにより、当事者は「情報」のみならず「証拠」そのものにもアクセスできることになり、書証に関する限り、証拠開示としての当事者照会制度の所期の機能に近づく³⁹。本提言において文書提出命令制度の拡充を提言したが、本来当事者間では裁判所からの提出命令を待たずに互いに関連する書証を開示することが望ましいのであり、当事者照会における照会関連文書写し送付制度によりそれが達成される。

このように、この制度は、文書提出命令制度と密接に関わる。したがって、照会関連文書の写し送付要請を受けた相手方は、一般の照会同様、送付のために不相当な費用又は時間を要する場合に送付を拒絶できるほか、文書提出命令において提出義務を除外される文書については送付を拒絶できることとすべきである。なお、文書提出義務除外のうち、個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であってその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じさせるおそれのあるものについては、当該訴訟においてその不利益を受忍させることが不当と認められるかどうかを問わず、写しの送付を拒絶できることとすべきである⁴⁰。

また、照会関連文書の写しの送付要請の際の文書の特定も問題となるが、上記一の文書特定事項の照会を活用するほかは、健全な実務慣行の形成に委ねざるを得ないと思われる。

三 回答義務明記、拒絶理由通知等

現民事訴訟法第 163 条には、照会を受けた当事者の回答義務は明記されていないが、訴訟法上の回答義務があるとするのが定説である。本提言は、照会（二の照会関連文書の写し送付要請を含む）を受けた当事者の回答義務を明記するとともに、回答等の全部又は一部を拒絶する場合の書面での理由通知義務を規定するものである。

四 不当な回答拒絶がなされた場合の裁判所の措置

上記のように、現行の当事者照会制度は、裁判所が全く関与しない制度設計

³⁹ 人証については、陳述録取制度（仮称）の導入を待たなければならない。

⁴⁰ このように本提言において、文書写し送付拒絶事由を文書提出義務除外事由より広く設定したのは、秘密保持命令は文書提出命令によって提出を命じられた場合にのみ利用されることとしており、当事者照会に伴う文書の写し送付については適用がないためである。この点については、裁判所が写しの送付を命じた場合には文書提出義務除外事由と同様の要件でのみ写しの送付を拒絶できるとしつつ、裁判所が写しの送付を命じた場合には秘密保持命令の対象とするとする考え方も有力に主張された。証拠開示をできるだけ広く認める観点から検討に値する考え方であるが、当事者照会の段階では、当該訴訟における証拠としての必要性等を考慮した利益衡量は難しい場合が多いと考えられること、どうしても提出させなければ文書提出命令を申立てることによって対処する方法があること（その場合には秘密保持命令の対象ともなりうる）から、本文のような仕組みとした。

となっている⁴¹。確かに当事者照会は、当事者間で自主的に運用して互いに情報・証拠を開示しあうことが望ましいが、不当な回答拒絶、濫用的な照会、回答義務の有無や範囲についての見解の相違などの問題が起こったときに、裁判所が適切かつ適時に関与して進行をはかることが制度としては必要であると考えられる。これによって当事者照会は実効的なものとなり、また裁判所の判断例が積み重なることによって、おのずと一定の実務ルールが形成され、実際には大多数の場合に裁判所の関与なく照会と回答が行われることとなると期待される⁴²。

裁判所が事件を把握していない段階で照会の適否や照会制限事由の存否について判断するのは困難であるという意見もあるが、ここで判断が求められるのは、例えば照会事項の関連性については、主張を整理して争いのある事実を特定してそれとの関係で証拠調べの必要性を判断するといったものではなく、主張又は立証の準備のために必要かどうかというある程度外形的に判断できる事項であるから、そのような懸念はあたらぬと考える⁴³。

以上から、当事者照会等に対して正当な理由のない拒絶がなされた場合あるいは不十分な回答しかなされない場合には、裁判所は照会等を行った当事者の申立てにより、相当と認めるときは、相手方に対し回答等を行うよう促すことができる旨の規定を置くことを提言する。照会書送付から一定期間（例えば 3 週間）内に相手方から回答等がない場合も同様である。

「正当な理由」のある拒絶とは、主張又は立証の準備のためという観点から見ても何ら関連性・必要性が認められない場合や回答等についての法定の拒絶事由がある場合である。このような事情がない場合は「正当な理由」なき拒絶ということになり、通常は裁判所が回答を促す相当性も認められることになるであろう⁴⁴。もっとも、争点整理等の進行状況を含めた具体的状況において、裁判所から回答を促すことがなお躊躇されるような事情がある場合は、裁判所が

⁴¹ 当事者照会に答えない場合で、裁判所が必要と考えるものについては、当事者からの求釈明申立てに基づいて釈明権の行使（民事訴訟法第 149 条第 1 項）という形で関与することはありうる。しかしながら、当事者照会で予定した証拠や情報の開示が裁判所の釈明によって全てカバーされるわけではなく、当事者照会自体を実効あらしめるための裁判所の関与は、なお必要である。

⁴² 米国の証拠開示制度においても、通常は当事者間の運用に任されていて裁判所はほとんど前面に出ないが、問題が起これば裁判所が関与して開示命令や逆に保護（不開示）命令を発したり、極端な場合には制裁を課すこととされている。そのような制度的担保があることが重要である。

⁴³ 文書提出義務除外事由に該当することを理由とする文書写し送付要求拒絶については、当事者照会段階では文書提出命令段階におけるようなイン・カメラ審理（現民事訴訟法第 223 条第 5 項）は予定されていないので、おそらく運用としては、相手方が除外事由に該当することを具体的に明示して拒絶すれば、それに対して裁判所が写し送付を促すことを相当と認めることはないと思われる。これに対し、要求者側がそのような事由がないことを争いあるいはそのような事由が外形的にはあっても利益衡量で訴訟への顕出を求めたい場合には、文書提出命令を申し立てることとなるであろう。

⁴⁴ 文書提出義務除外事由に該当するかどうかの判断については、注 43 参照。

なお相当でないとして回答等を促さないこともありうる。そのために裁判所が「相当と認めるとき」という要件を課している。

五 裁判所による回答等命令及び不当な回答拒絶の場合の制裁等

裁判所から促されたにもかかわらずなお正当な理由なく照会等に応じない場合に、何らかの制裁を規定するか、どのような制裁の仕組みにすべきか、については意見が分かれた。

一方で、当事者照会を初めとする証拠開示は当事者が自主的に情報・証拠を開示しあうことを旨とすべきであって、制裁を持ち込むのは妥当ではなく、せいぜい裁判所が開示を促す程度にとどめるべきであるとの意見がある。他方、安易に制裁が発動されるべきものではないとしても、明らかな非協力などの場合に何らの制裁もないとするのは制度としての実効性の担保がなく、また不公平を生ずるとの意見もある。また、本提言においては、文書の写し送付要求を当事者照会として明定したことにより、文書提出命令制度との関係を整理しておかなければならないという問題もある。

今後、現在検討中の陳述録取制度（仮称）における実効性担保の仕組みとの整合性をはかりつつ、会内外の意見を聴いてこれらの点を検討していかなければならないが、本提言では、とりあえず以下のような仕組みを提案している。

まず、裁判所から促されたにもかかわらずなお正当な理由なく照会等に応じない場合に、裁判所は照会等を行った者の申立てにより、相当と認めるときは、相手方に対して決定で回答等を命ずることができることとしている。裁判所が「相当と認めるとき」という要件を課しているが、ここでは四と異なり、次に述べる過料の制裁の前提としての命令の要件であるから、照会をした当事者の主張・立証の準備がどれだけ影響を受けるか、回答等に要する相手方の負担等を考慮に入れて、実質的な相当性の判断がなされることになると考えられる⁴⁵。裁判所が回答等を促しはするが、命令まではしないという場合もかなりあることになると思われる。

命令を発するにあたっては、手続保障の見地から、相手方を審尋することとし、また、決定に対しては即時抗告をすることができるものとする。

次に、相手方が裁判所の命令にもかかわらずなお回答等を拒絶しているあるいは十分な回答等をしていない場合には、決定で過料の制裁を課することとしている。過料に処する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

このように、まず裁判所が回答等を促し、それでも応じない場合であって命令を出して回答等を強く求めることが相当と認められる場合には過料の制裁にもつなげる命令を出すという仕組みを導入することにより、当事者間の自主的な情報・証拠の開示という枠組みを大きく損なうことなく、裁判所の回答等の

⁴⁵ 四と発動要件が異なることを明示するために、例えば「正当な理由を示さず又は明らかに正当な理由がないのに回答等に応じない場合」、「それによって照会を行う当事者の主張又は立証の準備に著しい支障を及ぼすと認められる場合」など、「相当と認めるときは」以外にも命令発動の要件を条文上絞り込むことも考えられる。

催促ひいては当事者照会の実効性を担保するものとなることを期した。

過料の制裁のある命令という仕組みについては、反対の意見も根強い。「相当と認めるとき」という不明確な要件で裁判所に過料の制裁発動の権限を与えることには危惧があること、証拠としての必要性があるかどうか分からないのに過料の制裁が課されうるのは妥当でないこと、文書写し送付要求を組み込む場合に文書提出命令との関係があいまいになってしまうこと⁴⁶、などを理由とする。この意見の立場によれば、せいぜい裁判所が回答等を促すことまでを規定すればよく、それでも応じない場合は、文書提出命令等の強制手段で対応することで足りるとすることになる。しかしながら、最終的に何らの制裁措置もないとすると実効性の制度的担保がないことになることから、過料の制裁につながる命令の要件を「相当と認めるとき」として絞り込むこととして、上記のとおり
の制裁措置を導入することを提案するものである。

その他の制裁の案として、提言案原案にあったような訴訟費用を負担させる方法も検討されたが、実効性に問題があるとの指摘が多くなされた。すなわち、「訴訟費用」が民事訴訟費用法の訴訟費用を意味するとするならば、その算出が実務上難しいほか、金額的にもそう大した額にはならないこと（なおこの意味の訴訟費用負担であれば現民事訴訟法第 62 条、第 63 条に一般的な形で既に規定されている）、照会を行う当事者が全面勝訴した場合には、訴訟費用は相手方全額負担になることが多いので、実質的に制裁にならないこと、これが弁護士費用を意味するとしても、当事者照会等のみにかかる弁護士費用を切り分けて算出することはこれも実務上難しいこと、などの点である。

また、民事訴訟法第 224 条⁴⁷のように事実認定上制裁を加える方法も検討されたが、当事者照会での照会事項の多くはまさに純粋な照会であり何らかの主張事実を前提とするものではないこと、そのような効果は文書提出命令を経てはじめてもたらされるべきこと等の問題が指摘された。

いずれも本提言では採用しないこととしたが、過料の制裁のある命令という本提言にかかる案の妥当性、裁判所は回答等を促すことがあるにとどめて過料の制裁につながる命令までは予定しない仕組みでは不十分なのかという点とともに、これらの代替案も含め、実効的かつ適切な仕組みをさらに検討することとしたい。

以上

⁴⁶ 文書提出命令は証拠としての必要性がある場合にのみ発せられるところ、当事者照会段階では証拠としての必要性は要件とならず主張・立証の準備のための必要性という緩やかな要件で認められる。また、文書提出義務除外事由に当たることが文書写し送付要求を拒絶する正当な理由としてあげられているが、イン・カメラ審理もないので、除外事由該当性をどのように判断するのかという問題もある。後者の点については、注 43 参照。

⁴⁷ 文書提出命令に当事者が従わない場合は、文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができるとの規定。

条文案（参考）

第 220 条（文書提出義務）

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき
- 二 拳証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができる
とき

（*現第 220 条第 1 項第 3 号削除）

2 前項の場合のほか、文書の所持者は、文書が次に掲げるもののいずれかに該当する場合を除き、その提出を拒むことはできない。

- 一 文書の所持者又は文書の所持者と第 196 条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書（*現第 220 条第 4 号イに同じ）
- 二 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（*現第 220 条第 4 号ロに同じ）
- 三 第 197 条第 1 項第 2 号に規定する事実又は同項第 3 号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書（*現第 220 条第 4 号ハに同じ）
- 四 個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であって、その提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じさせるおそれがあり、かつ、当該訴訟においてその不利益を受忍させることが不当と認められるもの（*新設）
- 五 弁護士の法的助言を得ることを目的とした弁護士と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項であって、秘密として保持されているものが記載されている文書（*新設）

（*現第 220 条第 4 号ニ自己利用文書、ホ刑事関係文書の除外規定は削除）

第 222 条（文書の特定のための手続）

文書提出命令の申立てをする場合において、前条第 1 項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが困難であるときは、その申立ての時には、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。

（*「著しく」を削除）

- 2 前項の規定による申出があったときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにするよう命じることができる。（*「明らかにすることを求

- めることができる」を「明らかにするよう命じることができる」に改める)
- 3 文書の所持者が前項の命令に従わないときは、裁判所は、第 221 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を明らかにせずに、本条第 1 項により識別された文書について、次条第 1 項による提出を命じことができる。(* 新設)

第 223 条の 2 (* 新設)

裁判所は、第 223 条第 1 項に基づき文書の所持者に対し文書の提出を命ずるにあたり、当該文書に営業秘密(不正競争防止法第 2 条第 6 項に規定する営業秘密をいう)又は個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であってその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じさせるおそれがあるものが含まれているにもかかわらず当該文書の提出を命ずべき場合であって、これらの秘密の使用又は開示を制限する必要があると認める場合には、当事者又は文書の所持者の申立てにより、当事者等(当事者(法人である場合にあっては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)訴訟代理人又は補佐人に対し、当該秘密を、当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密にかかる命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命じることができる。但し、その申立ての時までに当事者等が当該文書の取調べ以外の方法により当該秘密を取得し又は保有していた場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき秘密を特定するに足る事実

三 秘密保持命令を発する要件に該当する事実

- 3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

- 4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

- 5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(* 特許法第 105 条の 4 参照)

第 223 条の 3 (* 新設)

秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第 1 項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

- 2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があった場合には、その決

定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立ての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該秘密にかかる秘密保持命令を受けている者がいるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(*特許法第 105 条の 5 参照)

第 223 条の 4

秘密保持命令に違反した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。この罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(*特許法第 200 条の 2 参照)

第 223 条の 5 (*新設)

秘密保持命令が発せられた訴訟 (すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。) に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第 92 条第 1 項の決定があった場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつその請求の手続を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者 (その請求をした者を除く。以下同じ。) に対し、その請求後直ちに、その請求があった旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があった日から二週間を経過する日までの間 (その請求の手続を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間) その請求の手続を行った者に同項の秘密記録部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前 2 項の規定は、第 1 項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第 92 条第 1 項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(*特許法第 105 条の 6 参照)

第 163 条

当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項 (相手方が所持する文書の表示及び趣旨を含む) について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。但し、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
 - 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
 - 三 既にした照会と重複する照会
 - 四 意見を求める照会
 - 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
 - 六 第 196 条又は第 197 条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会
- (* 「相手方が所持する文書の表示及び趣旨を含む」をカッコ書き挿入。)
- 2 第 1 項の照会を行う当事者は、相手方に対し、当該照会事項に関するものであって主張または立証を準備するため必要な相手方が所持する文書の写しの送付を求めることができる。ただし、文書が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 第 220 条第 2 項各号に定める文書(但し、第 4 号にあっては、個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であってその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じるおそれがあるものをいう。)
 - 二 相手方が写しを送付するために不相当な費用又は時間を要する文書
- (* 新設)
- 3 第 1 項の照会又は前項の文書の写しの送付の求め(以下「照会等」という。)がなされた場合、相手方は、正当な理由がない限り、速やかに回答又は送付(以下「回答等」という。)を行わなければならない。回答等の全部又は一部を拒絶する場合は、拒絶する旨及び理由を書面で通知しなければならない。
- (* 新設)
- 4 正当な理由がなく拒絶がなされた場合又は照会書を相手方が受け取ってから 3 週間以内に回答等がなされない場合は、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、相当と認めるときは、相手方に対し回答等を行うよう促すことができる。(* 新設)
- 5 前項により裁判所が回答を促したにもかかわらず、相当期間内に相手方が正当な理由なく回答等に応じない場合は、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、相手方を審尋したうえで、相当と認めるときは、決定で相手方に対し回答等を行うよう命ずることができる。(* 新設)
- 6 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。(* 新設)
- 7 第 5 項の裁判所の命令を受けた相手方が命令に従わない場合は、決定で、20 万円以下の過料に処する。(* 新設)
- 8 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。(* 新設)

<p>おそれがあるものをいう。）</p>	
<p>二 相手方が写しを送付するために不相当な費用又は時間を要する文書</p>	
<p>3 第一項の照会又は前項の文書の写しの送付の求め（以下「照会等」という。）がなされた場合、相手方は、正当な理由がない限り、速やかに回答又は送付（以下「回答等」という。）を行わなければならない。回答等の全部又は一部を拒絶する場合は、拒絶する旨及び理由を書面で通知しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>4 正当な理由がなく拒絶がなされた場合又は照会書を相手方が受け取ってから三週間以内に回答等がなされない場合は、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、相当と認めるときは、相手方に対し回答等を行うよう促すことができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>5 前項により裁判所が回答を促したにもかかわらず、相当期間内に相手方が正当な理由なく回答等に応じない場合は、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、相手方を審尋したうえで、相当と認めるときは、決定で相手方に対し回答等を行うよう命ずることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>6 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>7 第五項の裁判所の命令を受けた相手方が命令に従わない場合は、決定で、二十万円以下の過料に処する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>8 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>	<p>（新設）</p>

閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(当事者照会)

第六十三條 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項（相手方が所持する文書の表示及び趣旨を含む）について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- 三 既にした照会と重複する照会
- 四 意見を求める照会
- 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 六 第九十六條又は第九十七條の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

2 第一項の照会を行う当事者は、相手方に対し、当該照会事項に関するものであつて主張または立証を準備するため必要な相手方が所持する文書の写しの送付を求めることができる。ただし、文書が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 第二百二十條第二項各号に定める文書（但し、第四号にあつては、個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であつてその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じる

(当事者照会)

第六十三條 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- 三 既にした照会と重複する照会
- 四 意見を求める照会
- 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 六 第九十六條又は第九十七條の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

(新設)

密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該秘密にかかる秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

第二百二十三条の四 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役

若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。この罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二百二十三条の五 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密

保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつその請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。以下同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の手續を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手續を行った者に同項の秘密記録部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

一	秘密保持命令を受けるべき者	
二	秘密保持命令の対象となるべき秘密を特定するに足りる事実	
三	秘密保持命令を発する要件に該当する事実	
3	秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。	(新設)
4	秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達 がされた時から、効力を生ずる。	(新設)
5	秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をす ることができる。	(新設)
	第二百二十三条の三 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命 令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判 所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、 前条第三項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを 理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。	(新設)
2	秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合に は、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければ ならない。	(新設)
3	秘密保持命令の取消しの申立ての裁判に対しては、即時抗告をす ることができる。	(新設)
4	秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じ ない。	(新設)
5	裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘	(新設)

を命じることができる。

(文書提出命令等)

第二百二十三条 (略)

第二百二十三条の二 裁判所は、第二百二十三条第一項に基づき文書の所持者に対し文書の提出を命ずるにあたり、当該文書に営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう)又は個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であつてその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じさせるおそれがあるものが含まれているにもかかわらず当該文書の提出を命ずべき場合であつて、これらの秘密の使用又は開示を制限する必要があると認める場合には、当事者又は文書の所持者の申立てにより、当事者等(当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該秘密を、当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密にかかる命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命じることができ。但し、その申立ての時までに当事者等が当該文書の取調べ以外の方法により当該秘密を取得し又は保有していた場合はこの限りでない。

2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)(の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

(文書提出命令等)

第二百二十三条 (略)

(新設)

(新設)

せることが不当と認められるもの

五 弁護士の法的助言を得ることを目的とした弁護士と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項であつて、秘密として保持されているものが記載されている文書

(文書提出命令の申立て)

第二百二十一条 (略)

(文書の特定のための手続)

第二百二十二条 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが困難であるときは、その申立ての時に於いては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならぬ。

2 前項の規定による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかなる場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにするよう命じることができる。

3 文書の所持者が前項の命令に従わないときは、裁判所は、第二百

二十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにせず、

本条第一項により識別された文書について、次条第一項による提出

(文書提出命令の申立て)

第二百二十一条 (略)

(文書の特定のための手続)

第二百二十二条 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時に於いては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書についての同項第一号又は第二号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならぬ。

2 前項の規定による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかなる場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにすることを求めることができる。

(新設)

2 前項の場合のほか、文書の所持者は、文書が次に掲げるものい
ずれかに該当する場合を除き、その提出を拒むことはできない。

一 文書の所持者又は文書の所持者と第百九十六条各号に掲げる関
係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文
書

二 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利
益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるも
の

三 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規
定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されて
いる文書

四 個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であつて、その
提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生じさ
せるおそれがあり、かつ、当該訴訟においてその不利益を受任さ

八 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に
規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載さ
れている文書

二 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公
共団体が所持する文書にあつては、公務員が組織的に用いるも
のを除く。）

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の
記録又はこれらの事件において押収されている文書

（新設）

(参考)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 民事訴訟法(平成八年法律第九号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(文書提出義務)</p> <p>第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。</p> <p>一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき</p> <p>二 拳証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めるとき</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(文書提出義務)</p> <p>第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。</p> <p>一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき</p> <p>二 拳証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めるとき</p> <p>三 文書が拳証者の利益のために作成され、又は拳証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき</p> <p>イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書</p> <p>ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を書し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの</p>